

会 則

【第1章 総則】

<名称>

第1条 本会は、Lien(リアン)・Lien レディースと称する。

<所在地>

第2条 本会の本部は、代表の自宅に位置付ける。

<目的>

第3条 本会は、ソフトテニス競技者・愛好者を以って組織し、各種大会への出場、技術体力の向上、健康の維持、ソフトテニス競技者同士の親睦を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- 1 鹿児島県ソフトテニスクラブリーグへの出場。
- 2 鹿児島市内外で行われる各種大会への出場。
- 3 毎週水曜日・日曜日基本とする練習の実施(コートが取れている日)。

【第2章 会員】

<入会>

第5条 Lien への入会・登録については、代表に一任する。

第6条 会員とは、LINE グループに入っているメンバーの事を言う。本会は入会制である。本会の指定する SNS(LINE グループ)への招待を行う。

第7条 ビジターとは、どこのクラブチームにも属さない、新規参加者の事をいう。

第8条 高校生(引退後)の参加についての受入は、一定の条件を満たした者に関して参加を検討する。代表及びメンバーとの話し合いにて決定する。

第9条 入会については任意である。新規(ビジター)への練習日程の案内は代表から連絡があるが、一定の期間連絡がない場合は行わない。以降は、連絡をいただく事でお知らせする。

<会費>

第10条 入会時の会費については以下のように取りまとめる。

- 1 入会時の会費は第11条で定めた内容に準ずる。
- 2 1月～3月の入会者については、部費・スポーツ保険の納付のみとする。
- 3 翌年度からの入会の場合は、会員として属さない事になり、コート代はビジター対象額とする。

第11条 会員は、次の各号に定められた所定の会費を納付するものとする。これら納付された会費の返金はいかなる事情によっても行わない。

【Lien 会費】

- 1 部費 1,000 円
- 2 スポーツ安全保険 2,000 円
- 3 連盟登録 4,000 円(連盟登録者のみ)

【レディース会費】※レディース登録する女性対象

- 1 部費 1,000 円
- 2 スポーツ安全保険 2,000 円

3 レディース登録 2,000 円

4 連盟登録 3,000 円

【コート代】

1 入会者は人数にて割り勘(徴収限度額 300 円)

　ビジター500 円(尚、途中参加も時間に関係なく徴収する)

2 他クラブチーム所属からの初参加の場合も、ビジターと同様にコート代を徴収する。

<納付>

第11条 会費は、基本的に毎年3月末日までに納付するものとする。また、新規入会者は入会・登録の意思表示から、1ヶ月以内に納付するものとする。

<休会・退会>

第14条 休会を希望する者は代表へ申告する。新年度以降会費の納付がない・申告書がない場合は休会扱いとする。会費を納付した際は会員復帰とし、休会中の参加はビジターと同じコート代を納める。

第15条 退会は任意である。その場合、代表へ申告する。尚、退会の場合は SNS から退会とする。(自主的に行う)

【第3章 登録費及び大会費用】

第16条 登録費・大会費用の徴収については、次の各号に定める。

- 1 日本ソフトテニス連盟・鹿児島県ソフトテニス連盟費・スポーツ安全保険(ビジターを除く)は集めた会費より納める。
- 2 クラブリーグ出場費・各種個人戦は、出場者個人負担である。また各種個人戦のエントリー費用は大会当日各自で納めるものとする。
- 3 代表の判断により、積立金還元の為、クラブ対抗大会費を一部支出することもある。

【第4章 役員】

<役員・担当の構成>

第17条 本会には、次の役員を置く。

- 1 代表(1名)
- 2 幹部(数名、必要により)

<役員の職務>

第18条 役員の職務は、次の通りとする。

- 1 代表・幹部は、会務を総括し、チーム運営の総括と管理を行い大会前には組み合わせの構成を統括し、士気を高める。また、チームメンバーの意見や要望を取り入れ、より良いチームを目指す。
- 2 全会員は、一人ひとりが楽しく活動できるよう協力し合う。
- 3 各公共施設を利用する際は、公共施設のルールを厳守する。

<会議>

第19条 意見や要望があった際、代表及びメンバーで協議する。会員の意見が必要とする際は、多数により決議する。

<会則にない事項>

第21条 この会則にない事項については、基本的に代表及メンバーによる話し合いにて判断する。

附 則

1 Lien の設立日は平成24年(2012年)7月30日である。

2 改定施行については以下とする。

- ・平成29年8月31日施行

- ・平成31年4月1日改定施行

- ・令和2年4月1日改定施行

- ・令和7年4月1日改定施行